

平成22年3月3日

自由民主党
総裁 谷垣禎一様

社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村春基



障害者自立支援法見直しについて（意見）

社団法人日本作業療法士協会は、リハビリテーションの専門職として各種障害者の自立生活並びに尊厳ある暮らしへ向けた技術サービスの提供を行ってまいりました。

現行の障害者自立支援法は、精神障害を含めた障害の統一化、就労支援の体系化など評価できる点が多くありますが、応能負担や障害の範囲、障害程度分類等、いくつか問題点が指摘されています。また、障害者権利条約との整合性、差別禁止法の未整備、所得保障の充実など、法体系の中での抜本的な見直しが指摘されています。

つきましては、障害者自立支援法見直しにあたり、法律の根本となる事項についてご意見を申し上げ、貴党の政策に反映されることを切に願います。

記

I. 全般的な事項

- 1：障害当事者の意見が反映されるような策定プロセスを設けていただきたい。特に現行法では障害の分類に含まれていない障害についてもご配慮いただきたい。
- 2：政府が署名している障害者権利条約と整合性のある内容となるようお願いしたい。
- 3：差別禁止法、所得保障も含めた総合的な法体系にしていただきたい。
- 4：障害者の定義の中に、高次脳機能障害や広汎性発達障害など、生活障害をもつ全ての障害者（児）が含まれるようお願いしたい。

II. 個別の事項

- 1：市町村圏域内の「障害福祉サービス」については、各市町村の独自性と柔軟性を保障し、地域特性に応じた資源の充実によって、利用者が多様なサービスの中から自らサービスを選択し、受けられるような制度にしていただきたい。
- 2：利用者の個別ニーズに対応できるサービスが提供される制度にしていただきたい。
- 3：地域で包括的な支援ができる体制を含めた制度にしていただきたい。
- 4：障害を問わず一つの窓口でサービスが受けられるような制度にしていただきたい。
- 5：第三者評価の実施及び事業者による自己点検評価の義務づけなど、提供されるサービスの質を確保する体制を整備していただきたい。

以上